

一、労働協約の締結を促進し、労働者の権利を保障する。
 二、労働者の生活向上を図る。
 三、労働者の健康増進を図る。
 四、労働者の教育向上を図る。
 五、労働者の福利厚生を図る。
 六、労働者の職業安定を図る。
 七、労働者の労働条件の改善を図る。
 八、労働者の労働環境の改善を図る。
 九、労働者の労働安全衛生を図る。
 十、労働者の労働生産性の向上を図る。

目下トシ賃上げ率五厘ノ値上要求ヲ一割ニ譲歩スルニ至リテハ  
 カ調停者側ハ会社側ノ回答ハ尚茲數日固マ要スヘントテ至急就業スル  
 ニトシ得第衣ヲ獲得シタルヲ以テ手塚団側ハ十二日午八時ヨリ職工未  
 之面方ニ手塚団側ヲ協議シテ手塚団側ノ協賛ノ結果調停者ノ斡旋ニ  
 アリ調停者ニ任一カ就業スルコトニ会社側カ労資委員會議ニ於テ  
 尚誠意本団各ヲクニ於テハ固觀業ヲクニシテ十六日ヨリ觀業  
 職工全員就業スルニ至リ。

要求事項 賃上げ率三割（現在ノ契約一個ノ賃上げ率五厘ヲ一割五厘ニ  
 値上）

解決事項 七